

組合環境プロジェクト 環境省 小池百合子大臣と会見

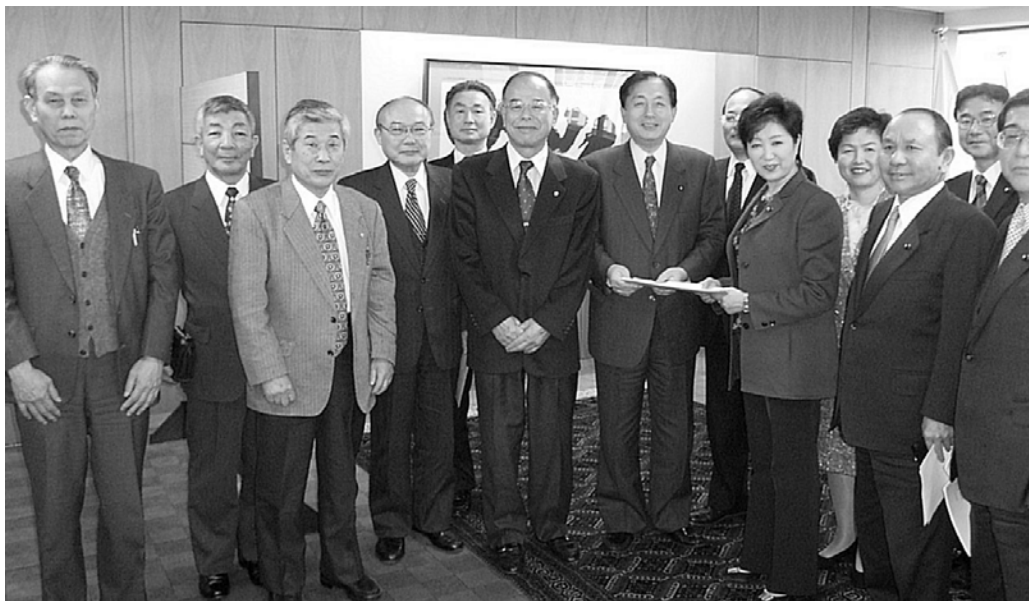
東京都鍍金工業組合環境プロジェクト(石川進造委員長)は2月24日(火)4時から霞が関の環境省環境大臣室において小池百合子大臣と、めっき業に対する暫定排水基準の適用期間の延長等について会見した。

環境省から 小池百合子大臣 参議院議員・加藤修一環境副大臣及び環境省担当官2名、衆議院議員太田昭宏公明党幹事長代行、高木美智代衆議院議員、都議会議員の石井義修公明党東京都本部幹事長、鈴木貫太郎都議会議員、野上純子都議会議員、中嶋義雄都議会議員、ともよし春久都議会議員、組合から姫野正弘副理事長、石川委員長はじめ川上洋一委員、菊池忠男委員、神戸徳藏訓練校教頭、志賀孝作環研所長が出席した。



会見は、都議会公明党石井義修幹事長が「メッキ業にかかる暫定排水基準の延長及び土壌汚染対策に関する申し入れ」書を小池大臣の前で読み上げた。

次に業界から、大村理事長名の「めっき業に対する暫定基準の適用期間の延長のお願い」を石川環境プロジェクト委員長が読み上げ、その後質疑応答に入った。



業界としては、ふっ素、ほう素に関して安価で省スペースでできる排水処理、及び処理機が無い現状にての暫定基準の延長をお願いした。

小池大臣から、担当官に処理技術はどうなっているかという質問があり、担当官は、処理技術は難しい旨説明した。

小池大臣から「環境技術実証モデル事業のご案内」のパンフレットが配布され、是非この事業に参加して技術を確立したらどうかという意見があった。また、土壌汚染の浄化処理設備を見学したが、その敷地が広大であった。だから土地が狭いとできない事は解っている旨の発言もあった。

ほう素、ふっ素については太田昭宏公明党幹事長代行からもめっき業のような小さいところでも使える処理技術を開発し、それができないうちは規制を待って欲しい旨の要望が出た。

加藤副大臣からは、実情を把握し4月ぐらいに審議会にかけ、6月ぐらいにパブリックコメントをし、決定と行きたい旨の話があった。

菊池環境委員長から、東京は役所の指導もあり節水型で行ってきたので水で希釈できない現状を知って頂きたいと説明した。川上副理事長からほう素は処理が困難であり組合としても都立産業技術研究所に依頼して技術指導は受けたが、採用するには至っていない。処理してもスラッジの溶出基準値1mg/Lのため搬出もできない。ふっ素についても簡単にカルシウムによる沈降分離できる理論はあるが、いまだに処理技術が確立できず難航しているのが現状である等を説明した。そのほか若干雑談あり、約20分程度の会見であった。

平成16年2月24日

環 境 大 臣

小池 百合子様

東京都鍍金工業組合
理事長 大村功作

めっき業に対する暫定基準の適用期間の延長のお願い

東京のめっき工場は、従業員規模10人以下の小規模事業者が大半を占めています。大都市の密集した市街地に立地し、各種の法規制の下で、工場面積も極めて狭く、排水施設の面積も限られたものとなっています。

都内で操業しているめっき工場の日間平均排水量は50m³未満の小規模工場がほとんどです。水の使用量が少ないために「ほう素」「ふっ素」の除害が困難になっています。

1. 「ほう素」の簡便な処理技術を開発してください。

①「ほう素」の処理技術は確立されていません。

②仮に処理できても、「ほう素」の入ったスラッジを受け入れてくれるところがありません。

③現在でもスラッジ中に1mg/l以上の「ほう素」があります。スラッジの廃棄はできません。

2. 「ふっ素」の簡便な処理技術を開発してください。

①都市工場において「ふっ素」の規制値は、現状の処理技術・処理スペースでは、不可能です。

②とくに「ほう素」「ふっ素」の処理は技術的に困難とされています。

以上の理由により、めっき業に対する暫定基準の適用期間の延長をお願いいたします。また、今後の排水規制につきましては下記の件をご考慮いただきたく存じます。

今後の排水規制については、めっき業の業種指定と、既存工場の保護に特段のご配慮をお願いいたします。